

※必ずお読みください

電子レセプトにおける記録方法のお知らせ

令和4年10月診療分以降は、電子レセプトによる請求を行う場合、記載要領通知の別表Ⅰ及び別表Ⅱにコードが記載されている全ての項目（診療行為等）について、該当するコードを選択することと定められております。

このため、該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、『返戻』となります。

（受付・事務点検ASPチェック※の対象となります。）

ついては、記載事項のある項目（診療行為等）は、該当するコードを選択の上、レセプト提出いただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

※ オンライン請求を行う保険医療機関が、審査支払機関の事務点検プログラムを利用して、事前に記載事項等の不備を確認できる機能

【記載要領通知 令和4年3月25日付け厚生労働省通知保医発0325第1号】

別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（歯科） <一部抜粋>

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和4年4月1日適用
72	I 000-2	咬合調整	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第8部I 000-2咬合調整の(1)のイからホまでのいずれに該当するかを記載すること。	820100910	イ 一次性咬合性外傷の場合	※
				820100911	ロ 二次性咬合性外傷の場合	※
				820100912	ハ 歯冠形態修正の場合	※
				820100913	ニ レスト制作の場合	※
				820100914	ホ 第13部 歯科矯正に伴うディスクングの場合	※

別表Ⅱ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（薬価基準） <一部抜粋>

項番	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
30	オブジーボ点滴静注 20mg オブジーボ点滴静注 100mg オブジーボ点滴静注 120mg オブジーボ点滴静注 240mg	再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌	次に掲げる医師又は歯科医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」若しくは「医師要件イ」又は「医師・歯科医師要件ウ」のうち該当するものを記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を終了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を終了した後に4年以上の耳鼻咽喉科領域の臨床研修を行っており、うち2年以上は、がん薬物療法を含む頭頸部悪性腫瘍診療の臨床研修を行っていること。 ウ 医師免許又は歯科医師免許取得後の初期研修を終了した後に、5年以上の口腔外科の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、がん薬物療法を含む口腔外科のがん治療の臨床研修を行っていること。	820600141	医師要件ア（オブジーボ点滴静注）
			820600183	医師要件イ（オブジーボ点滴静注）	
			820600140	医師・歯科医師要件ウ（オブジーボ点滴静注）	